

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

ア、本町の人口構造

本町の人口は平成27年時点で25,045人である。そのうち0歳から14歳までの年少人口は3,374人、また15歳から64歳までの生産年齢人口は14,704人。更に65歳以上の老年人口は6,967人であり、約60%が生産年齢人口で占めている。

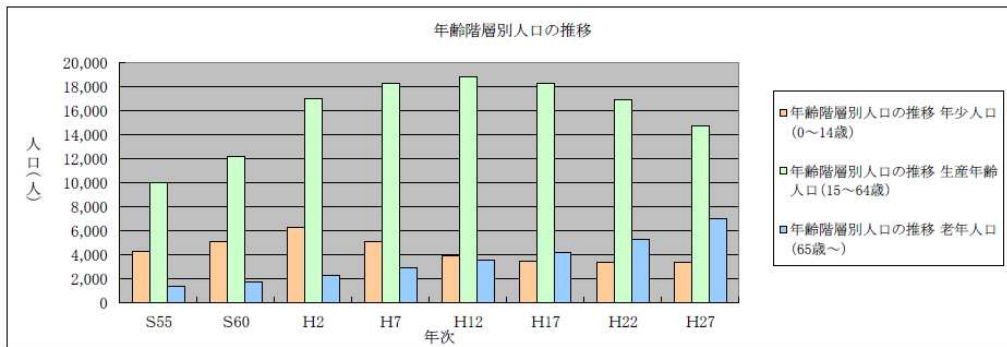
なお、推移については、笹尾地域や城山地域の住宅団地が開発された昭和50年から急増したものの、平成12年をピークにその後微減傾向にある。

資料：東員町データ集<平成30年5月現在>

年齢階層別人口の推移

年次	年少人口(0~14歳)	生産年齢人口(15~64歳)	老年人口(65歳~)
S55	4,215	9,983	1,340
S60	5,060	12,199	1,690
H2	6,246	16,984	2,217
H7	5,065	18,302	2,851
H12	3,920	18,904	3,481
H17	3,397	18,307	4,171
H22	3,373	16,946	5,289
H27	3,374	14,704	6,967

総務省「国勢調査報告」
※数値は、年齢不詳者を含んでいない。



人口の推移

年次	人口(人)
S45	9,562
S50	10,770
S55	15,538
S60	18,949
H2	25,447
H7	26,235
H12	26,305
H17	25,897
H22	25,661
H27	25,344

総務省「国勢調査報告」



イ、産業構造

第1次産業では、昭和50年に1401戸あった農家も平成27年には417戸と3分の1まで減少している。また、第2次産業では、平成2年

時点で、116あった事業所数は平成27年には83まで落ち込んでいる。

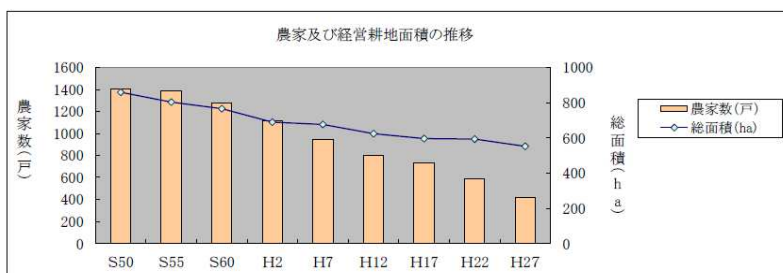
しかしながら卸売業・小売業を主体として構成する第3次産業では、208事業所あった平成11年をピークに平成19年の171事業所まで減少するも、平成26年には175と微増傾向である。

資料：東員町データ集<平成30年5月現在>

農家数及び経営耕地面積の推移

年次	農家数(戸)	総面積(ha)
S50	1401	859
S55	1383	803
S60	1275	766
H2	1113	689
H7	942	676
H12	803	624
H17	730	596
H22	588	593
H27	417	552

農林業センサス



卸売・小売業の推移

年次	商店数(事業所)	従業員数(人)	年間商品販売額(百万円)
H9	193	1,016	19,354
H11	208	1,319	21,800
H14	192	1,271	21,499
H16	184	1,237	21,569
H19	171	1,240	22,975
H26	175	1,492	24,559

商業統計 (平成26年は経済センサス基礎調査との同時実施。)



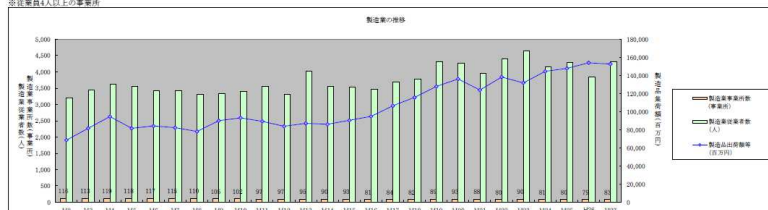
製造業の推移

年度	製造業事業所数(事業所)	製造業従業員数(人)	製造品出荷額等(百万円)
H2	116	3,210	65,596
H3	113	3,446	81,695
H4	119	3,920	94,984
H5	118	3,833	81,707
H6	117	3,816	81,296
H7	115	3,442	84,348
H8	110	3,884	78,144
H9	105	3,338	70,026
H10	102	3,402	83,240
H11	97	3,664	89,454
H12	97	3,313	83,981
H13	95	4,028	91,128
H14	90	3,632	86,111
H15	93	3,557	89,694
H16	81	3,466	94,366
H17	84	3,669	88,355
H18	82	3,774	115,189
H19	80	4,204	127,860
H20	83	4,636	136,255
H21	88	3,964	124,059
H22	80	4,397	128,311
H23	80	4,641	131,252
H24	81	4,135	145,811
H25	80	4,298	147,859
H26	81	4,853	154,698
H27	83	4,311	152,881

※「平成24年経済センサス活動調査」中の「製造業」に関する調査事項にて把握

※「平成29年経済センサス活動調査」中の「製造業」に関する調査事項にて把握

工業統計
従業員4人以上の事業所



ウ、中小企業

中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると本町内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、本町内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

従って本町では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）の向上を図る。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促し、生産性の向上を図る。

計画期間中に、45件の先端設備等導入計画の認定件数を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。従って、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

多様な業種が町内全域に存在する本町では、これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域を町内全域とする。

(2) 対象業種、事業

本町では、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本町の経済と雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。従って、本計画における対象は全業種とする。

また、新商品の開発やITの導入による業務の効率化等により労働生産性が年率3%以上見込まれる事業にあつては、幅広く全事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は、国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、計画認定から3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取り組みは先端設備等導入計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するほか、東員町暴力団排除条例並びに東員町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱をはじめ、公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。